

# 沖縄県労働基準協会だより



## ザトウクジラの母子

母クジラが、水面上に自分の大きな胸ビレ（前方）を振り上げると、後方で子クジラが、何度も何度もジャンプを繰り返した。まるで、母が子に何かを教えているような光景であった。

(撮影地 慶良間諸島 前島付近 撮影者・写真提供：松野 豊 氏)

発行所／一般社団法人 沖縄県労働基準協会  
〒900-0001 那覇市港町 2-5-23  
電話：098-868-2826  
FAX：098-869-1714

発行人／会長 古波津 昇  
定 価／1 部 50 円  
(会員の購読料は会費の中に含む)

ホームページ <https://www.okinawa-roukikyo.org/>

### 主な内容

- 中部支部通信 (健康づくりのための食育セミナーを開催)
- 沖縄労働局から
  - ① 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について (厚生労働省)
  - ② 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されました (那覇労働基準監督署より資料提供)
  - ③ 令和 3 年労働災害・死亡災害発生状況 (累計 2 月速報値)
- 災害事例
- 安全衛生標語大募集 (中災防)
- 講習会のご案内 (令和 4 年 5 月分)
- 新規加入事業場のご紹介 (令和 4 年 2 月 16 日～ 3 月 15 日)



中部支部  
通信

## ～健康づくりのための食育セミナーを開催～

中部支部は、2月10日（木）に沖縄市産業交流センター大ホール（沖縄市泡瀬）において、健康づくりのための食育セミナーを開催しました。開催することとした背景としては、沖縄県内の職場における定期健康診断実施結果の有所見率が10年連続全国ワースト1となっており、更に沖縄労働基準監督署管轄区域の本島中部の有所見率は県内で令和元年は1番目、令和2年は2番目に高いことから、有所見率の改善を目的として健康づくりのための日々の食生活の振り返りと健康的な食生活に向けた食育セミナーを、コロナ感染対策を徹底した上で、開催しました。

食育セミナーは、「体験型」栄養教育システムを利用し、参加者がICタグを内蔵したリアルな実物大のフードモデルから普段食べている一食分を選んでトレイに乗せ、センサー台に置くと栄養価計算とその食事のバランスをチェックし、星5つで判定され、管理栄養士によるわかりやすい栄養指導が行われて、自分自身の理想的な食生活が直感的に理解できる内容となっておりました。また、待ち時間等を利用して研修室では認知機能向上のための運動も行いました。



チェックしたい食事のフードモデルを選んでトレイに乗せます。



センサー台に乗せると、ICタグで瞬時に判定



わかりやすい栄養指導



認知機能向上運動

# 規格不適合の墜落制止用器具の使用中止と回収について

～皆さまの安全を守るため適正な墜落制止用器具を使用してください～

厚生労働省は、2月25日、構造、性能、強度等が国家規格で定める要件を満たしていないことが判明した墜落制止用器具の一部23製品について、国家規格で定める要件を満たしていない製品を所有者が使用した場合、安全への影響を生じるおそれがあることから、販売者へ当該製品の回収を要請するとともに、使用を中止するよう広く注意を喚起するために公表を行いました。

同省では、高所作業等の際に使用が義務づけられている墜落制止用器具の安全性を確保するため、販売されている製品の構造、性能、強度等を試験する「買い取り試験」を実施しており、その結果、一部の墜落制止用器具に国家規格で定める要件を満たしていないことが判明しました。

これらの国家規格で定める要件を満たしていない墜落制止用器具製品は、労働安全衛生法により、高所作業等で使用する墜落制止用器具として製造、販売、使用することが禁止されています。厚生労働省では、メーカー、ユーザー、販売業者の関係団体に宛てて、注意喚起の通告を发出了しました。



## 高所作業等を行う場合には、適切な墜落制止用器具を使用してください。

構造規格第9条では、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月日を表示することが定められ、またショックアブソーバーの見やすい箇所に、ショックアブソーバーの種類、最大の自由落下距離、使用可能な重量、落下距離を表示することが定められています。適切な表示がない製品については、必要な性能を有していないおそれがあります。

<厚生労働省の発表資料>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_24070.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24070.html)

<23製品の詳細>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/000890669.pdf>

協会からの  
お知らせ



### 令和4年度 通常総会

令和4年6月14日(火) 沖縄ハーバービューホテル(那覇市)

### 令和4年度 沖縄県産業安全衛生大会

令和4年10月13日(木) ラグナガーデンホテル(宜野湾市)

## 令和4年度 免許試験(沖縄地区出張特別試験)の日程(学科)

	試験日	試験会場	受験申請書の受付期間 (土・日・祝日、除く)
沖縄会場 第1回目	令和4年9月18日(日)	琉球大学 共通教育棟 (西原町字千原1)	令和4年7月11日(月) ～7月22日(金)必着
宮古会場	令和4年10月22日(土)	宮古島市中央公民館 (宮古島市平良字東仲宗根807) ※未来創造センターのとなり	令和4年9月5日(月) ～9月20日(火)必着
沖縄会場 第2回目	令和5年2月5日(日)	琉球大学 共通教育棟 (西原町字千原1)	令和4年11月21日(月) ～12月2日(金)必着

公益財団法人 安全衛生技術試験協会 九州安全衛生技術センター  
 学科試験手数料・・・6,800円 ※受験者数の定員は、設けない予定です。  
 ※受験申請書は、沖縄県労働基準協会の各支部で配布しております。

# 建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されました

(令和2年7月1日、27日公布・告示 / 令和3年4月1日等から施行)

## 1 事前調査・分析調査等について (全ての規定が施行される令和5年10月1日以降の最終的な条文番号を記載しています。)

### (1) 事前調査が必要な範囲等 (石綿則第3条①) 令和3年4月1日施行

- **建築物、工作物又は船舶<sup>\*1</sup>の解体等の作業<sup>\*2</sup>**を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要です。

\* 1 船舶は、鋼製のものに限ります。

\* 2 「解体等の作業」とは解体又は改修の作業のことで、封じ込め、囲い込みを含みます。

### (2) 事前調査の方法等 (石綿則第3条②、⑤、⑨) 令和3年4月1日施行

- 事前調査は、**全ての材料**について**設計図書等の文書を確認する方法**及び**目視により確認する方法**により行うことが必要です。

\* 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うことが必要です。ただし、石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できます。

\* 構造上目視により確認することが困難な材料は目視が可能となったときに事前調査を行うことが必要です。

### (3) 事前調査を目視等によらなくてよい場合 (石綿則第3条③) 令和3年4月1日施行

- 以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができます。**

- ・ 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- ・ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶
- ・ 着工日が平成 18 年 9 月 1 日以降である建築物、船舶、施設等

### (4) 事前調査・分析調査を行う者の要件 (石綿則第3条④、⑥、告示 276、277号) 令和5年10月1日施行

- **建築物の事前調査**は、次の者に行わせることが必要です。(上記(3)の場合は除きます。)

種 別	調査できる対象物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 一般建築物石綿含有建材調査者</li> <li>・ 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li> </ul>	すべての建築物
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 一戸建て等石綿含有建材調査者</li> </ul>	一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部

- **船舶の事前調査**は、次の者に行わせることとして検討中です。(別途告示で定められます。上記(3)の場合は除きます。)  
小型船舶業法に基づく主任技術者や建築物石綿含有建材調査者等であって、石綿や船舶等に係る一定の教育を受け修了審査に合格した者

- **分析調査**は、次の者に行わせることが必要です。

- ・ 厚生労働大臣が定める**分析調査講習**を受講し、修了審査に合格した者
- ・ (公)社 日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」で A ランク、B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ (一)社 日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- ・ (一)社 日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- ・ (一)社 日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・ (一)社 日本繊維状物質研究協会の「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

### (5) 記録の作成・保存、掲示等 (石綿則第3条⑦、⑧) 令和3年4月1日施行

- 事前調査・分析調査を行ったときは、所定の事項の記録を作成し**調査終了日から3年間保存**することが必要です。
- 解体等の作業を行う作業場には、調査終了日、事前調査・分析調査を行った部分、材料ごとの石綿等の使用の有無及び石綿等が使用されていないと判断した根拠等の概要を、**労働者が見やすい箇所に掲示**することが必要です。
- 石綿使用建築物等解体等作業を行う作業場には、上記掲示を行うとともに、**事前調査の記録の写しを備え付ける**ことが必要です。

### (6) 事前調査の結果等の報告 (石綿則第4条の2、告示 278号) 令和4年4月1日施行

- 次のいずれかの工事を行おうとするときは、**石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告**することが必要です。

- ・ **建築物の解体工事** (工事に係る部分の床面積の合計が **80 m<sup>2</sup>以上**)
- ・ **建築物の改修工事** (請負代金が **100 万円以上**)
- ・ **下記の工作物の解体工事又は改修工事** (請負代金が **100 万円以上**)
  - ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
  - ・ 配管設備 (建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く)
  - ・ 焼却設備
  - ・ 煙突 (建築物に設ける排煙設備等を除く)
  - ・ 貯蔵設備 (穀物を貯蔵するための設備を除く)
  - ・ 発電設備 (太陽光発電設備・風力発電設備を除く)
  - ・ 変電設備、配電設備、送電設備 (ケーブルを含む)
  - ・ トンネルの天井板
  - ・ プラットホームの自家
  - ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
  - ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板
- ・ **船舶の解体・改修工事** (総トン数が **20 トン以上**)

\* 様式第 1 号により報告することもできます。\* 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負います。

## 2 その他の改正点

### (1) 計画届の提出範囲拡大（安衛則第 90 条、石綿則第 5 条） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 建設業等で次の仕事を開始しようとするときは、**工事開始の 14 日前までに**、所轄労働基準監督署長に**計画届**を提出することが必要です。今回の改正で、**従来作業届の提出が必要だったレベル 2 の作業も、計画届の対象となりました。**

・建築物・工作物・船舶に吹き付けられている石綿等の除去・封じ込み・囲い込み  
（石綿等が使用されている仕上げ用塗材を除きます。）  
・建築物・工作物・船舶に張り付けられている石綿等が使用されている保温材・耐火被覆材等の除去・封じ込み・囲い込み  
（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限ります。）

\* 改正により従来作業届の提出は基本的に不要となります。但し、計画届を提出すべき業種は、建設業と土石採取業に限られているため、これら以外の業種が作業を行う場合には、計画届でなく作業届を提出することが必要となります。

### (2) 隔離した作業場所の点検等（石綿則第 6 条） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、除去等の作業開始後速やかに、集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検することとされていましたが、**集じん・排気装置の設置場所変更など、何らかの変更を加えたときにも同様の点検が必要となりました。**
- 石綿除去等のために隔離した作業場所については、作業開始前に前室が負圧に保たれているか点検することとされていましたが、**作業中断時にも点検が必要となりました。**
- 石綿除去等のために隔離した作業場所の、隔離を解くときには十分湿潤化することが必要でしたが、これに加え、**次の者が除去の完了の確認**をすることが必要となりました。

・当該除去作業の石綿作業主任者  
・事前調査を実施する資格を有する者（建築物に限る）

### (3) 石綿含有成形品の除去等の施工方法（石綿則第 6 条の 2、告示 279 号） 令和 2 年 10 月 1 日施行

- 石綿含有成形品（スレート、ボード、タイル、シートなど）の除去は、**切断・破砕等以外の方法**により行うことが必要となりました。（技術上困難な場合は除きます。）
- やむを得ず**けい酸カルシウム板第 1 種**の切断・破砕等をするときは、ビニルシートなどにより**作業場所を隔離し、常時湿潤な状態**に保って作業をすることが必要となりました。（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）

### (4) 石綿含有仕上げ塗材の除去等の施工方法（石綿則第 6 条の 3） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 石綿含有仕上げ塗材を、電動工具（ディスクグラインダー、ディスクサンダー）で除去するときは、ビニルシートなどにより**作業場所を隔離し、常時湿潤な状態**に保って作業をすることが必要となりました。（隔離場所を負圧に保つ必要はありません。）  
\* 常時湿潤な状態に保つ措置には、剥離剤を使用する方法が含まれます。  
\* 高圧水洗工法、超音波ケレン工法等の場合は、作業場所の隔離は不要です。

#### 「石綿含有仕上げ塗材」とは

セメント、合成樹脂等の結合材、顔料、骨材等を主原料とし、主として建築物の内外の壁又は天井を、吹付け、ローラー塗り、こて塗り等によって立体的な造形性を持つ模様仕上げる材料として JIS A 6909 に定められている建築用仕上塗材のうち、石綿等が使用されているものをいいます。

### (5) 石綿等の切断等の際、湿潤化できない場合の措置（石綿則第 13 条） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 石綿等の切断等の作業等を行う際には、湿潤な状態にすることが原則とされてきましたが、これが著しく困難なときは、**除じん性能付き電動工具の使用**など、石綿粉じんの発散防止措置に努めることが必要となりました。

### (6) 写真等による作業の実施状況の記録（石綿則第 35 条の 2） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 石綿使用建築物等解体等作業を行ったときは、石綿則第 4 条第 1 項の**作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真等の記録とともに所定事項を記録し、作業を終了した日から 3 年間保存**することが必要となりました。
- 記録を作成するため必要な場合には、記録の作成者や発注者の労働者に、適切な呼吸用保護具と作業衣を着用させて、隔離された作業場所に立ち入らせることができます。

### (7) 作業の記録の項目追加（石綿則第 35 条） 令和 3 年 4 月 1 日施行

- 石綿等の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者については、1 ヶ月を超えない期間ごとに作業の記録を作成し、これを作業を離れた日から**40 年間保存**することとされています。その際の**記録すべき項目に、事前調査・分析調査の結果の概要、上記（6）の記録の概要、保護具等の使用状況等**が追加されました。

### 令和3年 業種別署別労働災害発生状況 (累計 [ 2月速報値 ])

(令和4年2月4日現在) 沖縄労働局

業種	令和3年(12月末累計)						令和2年(12月末累計)						局計令和2年比較	
	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	那覇	沖縄	名護	宮古	八重山	局計	増減数(人)	増減率(%)
製造業	(2) 107	63	10	12	6	(2) 198	83	64	11	3	4	165	33	20.0
食料品製造業	66	36	8	10	2	122	54	42	6	2	4	108	14	13.0
鉱業					1	1						0	1	-
建設業	(1) 83	(1) 70	27	(1) 7	(2) 9	(5) 196	(4) 95	(2) 39	(1) 23	8	3	(7) 168	28	16.7
土木工事業	(1) 14	9	6	(1) 2		(2) 31	(1) 14	9	(1) 5	1	1	(2) 30	1	3.3
建築工事業	59	55	14	2	(2) 7	(2) 137	(3) 81	(2) 30	13	6	1	(5) 131	6	4.6
交通運輸事業	12	5		1	2	20	17	3	1		1	22	▽2	▽9.1
陸上貨物運送事業	67	16	1	2	3	89	74	16	1	1	3	95	▽6	▽6.3
港湾荷役業	6		(1) 1		2	(1) 9	3					3	6	200.0
林業						0			2			2	▽2	▽100.0
農業、畜産・水産業	3	5	3	1	4	16	6	6	3	1	6	22	▽6	▽27.3
第三次産業(運輸を除く)	(2) 433	(1) 370	113	44	52	(3) 1,012	(1) 414	(1) 237	55	33	30	(2) 769	243	31.6
商業	125	76	14	5	9	229	118	(1) 48	8	6	8	(1) 188	41	21.8
小売業	69	60	13	4	8	154	68	35	5	4	5	117	37	31.6
接客娯楽業	39	58	23	9	20	149	(1) 55	30	19	9	9	(1) 122	27	22.1
旅館・ホテル	15	22	11	3	13	64	13	15	10	4	4	46	18	39.1
飲食店	22	26	7	3	6	64	(1) 30	13	3	3	3	(1) 52	12	23.1
保健衛生業	(1) 160	150	57	24	16	(1) 407	138	83	17	9	9	256	151	59.0
社会福祉施設	(1) 92	91	45	24	14	(1) 266	94	60	12	8	9	183	83	45.4
ビルメンテナンス業	30	12	10	1	2	55	36	15	1	5	1	58	▽3	▽5.2
その他の産業	(1) 79	(1) 74	9	5	5	(2) 172	67	61	10	4	3	145	27	18.6
全産業	(5) 711	(2) 529	(1) 155	(1) 67	(2) 79	(11) 1,541	(5) 692	(3) 365	(1) 96	(0) 46	(0) 47	(9) 1,246	295	23.7

- (注) 1. 労働者死傷病報告により作成したもの。  
 2. 被災者数の枠の左側( )は死亡者数で内数。  
 3. 「▽」は減少を示す。  
 4. 交通運輸事業は、鉄道・軌道・水運・航空業、道路旅客運送業を示す。  
 5. 陸上貨物運送事業は、道路貨物運送業、その他の運輸交通業及び港湾荷役業を除く貨物取扱業を示す。  
 6. その他の業種は、金融広告業、映画・演劇業、通信業、教育研究、清掃・と畜(ビルメン除く)、官公署、その他の事業を示す。

### 令和3年 死亡災害発生状況 (累計 [ 2月速報値 ])

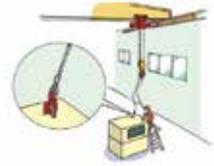
(令和4年2月4日現在) 沖縄労働局

番号	所轄署	事故の型	起因物	業種別	発生時期	年齢	労働者数(規模別)	発生状況
1	那覇	墜落・転落	クレーン	その他の金属製品製造業	2月下旬	60歳台以上	50~99	天井クレーンの整備及び点検作業において、地上約7mの高さのガードからコンクリート床に墜落したものを。
2	那覇	墜落・転落	トラック	その他の廃棄物処理業	2月中旬	50歳台	100~299	ごみ収集車の後方右側ステップに乗りしていたところ、右折した際にバランスを崩し転落したものを。
3	宮古	激突され	建設用機械等(掘削用機械)	その他の土木工事業	4月中旬	60歳台以上	1~9	擁壁の石積作業において、被災者が擁壁頂端部より作業箇所の確認作業を行っていたところ、旋回したドラグショベルの後端部に接触し、擁壁から転落したものを。
4	八重山	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	5月中旬	10歳台	10~29	建物の基礎型枠解体作業中に体調を崩し、休憩後に救急搬送され、熱中症と診断された。
5	那覇	その他	その他の起因物	社会福祉施設	3月下旬	40歳台	1~9	新型コロナウイルス患によるもの。
6	名護	崩壊・倒壊	その他の仮設物、建築物、構築物等	港湾荷役業	5月下旬	60歳台以上	1~9	同僚と2名で倉庫の鉄扉を閉めていた際に、扉が倒れ下敷きとなった。
7	那覇	激突	締め用機械(ローラー)	その他の建設業	6月下旬	50歳台	10~29	被災者がローラーを運転し締め作業を行っていた際に、ローラーを後退したところ、切梁が後頭部に激突した。
8	八重山	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	鉄骨・鉄筋コンクリート造家屋建築工事業	7月上旬	50歳台	1~9	建物の基礎のコンクリート打設補助作業後、昼休憩中に体調が悪化して救急搬送され、熱中症と診断された。
9	沖縄	激突され	建築物・構築物	警備業	7月中旬	60歳台以上	100~299	ふ頭のゲートにおいて、門扉中央付近で被災者が倒れているところを発見された。
10	那覇	爆発	炉、窯	クリーニング業	10月中旬	50歳台	50~99	焼却炉内で爆発が発生したことにより、焼却炉の扉が開き、当該扉が被災者に激突した。
11	沖縄	墜落・転落	作業床・歩み板	その他建設業	11月中旬	50歳台	1~9	ヤード内に設置されたパイプ棚の前で被災者が倒れているところを発見された。

※労働者死傷病報告による。統計情報は今後の調査により修正される場合があります。

### 災害事例

## 天井クレーンを用いて完成検査中、玉掛け作業者が脚立上から転落し死亡した。



### 発生状況

この災害は、工場内で完成した空調設備の客先立会い検査を行うため、天井クレーン（つり上げ荷重4.8t）を用いて、空調設備の一部であるフィルター取付け枠を移動させる作業中に発生したものである。

災害発生当日、被災者は、天井クレーンを用い、空調設備をフィルター格納用の箱枠の上段および下段、冷却装置、ファン装置などに分割して、組立てラインから検査ラインへ移動する作業に取りかかった。被災者は、まずフィルター格納用の箱枠の下段枠（高さ1.5m、幅3.3m、奥行き1.8m、質量約700kg）の四隅のつり環にフック付きの玉掛け用ワイヤロープを掛け、4点つり状態でつって移動させ、次いで、同じ作業方法で上段枠を移動させ、下段枠の上に重ねて荷下しし、玉掛けはそのままの状態、上下の枠をボルトで結合した。その後、箱枠の側に設置した脚立に上り玉外しを行おうとしたところ、バランスを崩して脚立から転落し、被災した。

なお、今回のような空調設備の完成検査の作業についての安全な作業方法の検討、作業標準書の作成および作業者への安全衛生教育が行われておらず、また、被災者は保護帽を着用していなかった。

### 原因

この災害の原因としては次のようなことが考えられる。

- ローリングタワーなど、安定した作業床が確保できる方法を採用せず、作業者の墜落や脚立の転倒を防止するための措置を講じられていない脚立を使用したこと。
- クレーン作業及び玉掛け作業を行うにもかかわらず、作業者が保護帽を着用していなかったこと。
- 常時行われている完成検査の作業について、安全な作業方法の検討および作業標準書の作成が行われていなかったこと。

- 安全な作業方法について、作業者への安全衛生教育が行われていなかったこと。

### 対策

同種災害防止のためには次のような対策の徹底が必要である。

- 高所での作業をする場合は、作業者の墜落を防止する措置を講ずること。  
床面から作業者の手が届かない高所での玉掛け作業を行う場合には、安定した作業床が確保され、墜落防止のための手すりが設置されたローリングタワー等を使用し、通常の脚立の使用は禁止とする必要がある。
- 労働者の墜落、転落等の危険のある作業は、保護帽を着用して行わせること。
- 常時行われている完成検査の作業については、想定された危険性を検討の上、安全な作業を行うための作業標準書を作成すること。
- 作業標準書をもとに、作業者に対して安全衛生教育を行い、安全な作業方法の徹底を図ること。

業種：金属製品製造業

事業場規模：100～299人

機械設備・有害物質の種類(起因物)：クレーン

災害の種類(事故の型)：墜落、転落

被害者数：死亡者数1人

発生要因(物) 防護・安全装置がない

発生要因(人)

発生要因(管理) その他の不安全な場所へ乗る

出典：「職場の安全サイト」（厚生労働省）

([https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai\\_new210602.html](https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/sai_new210602.html))

労働災害事例NO. 101066を編集して利用

# 第38回 安全衛生標語

## 大募集

みなさまのご応募をお待ちしています!

中央労働災害防止協会(中災防)では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける

## 安全衛生標語

令和4(2022)年度 年末年始無災害運動標語

令和5(2023)年 年間標語

を募集します!

募集要領は裏面をご覧ください。

<https://www.jisha.or.jp> ※ホームページで過去の標語や今回の募集要領をご覧ください。



中央労働災害防止協会  
〒108-8014 東京都港区芝 5-35-2  
TEL 03-3452-6449 (総務課広報課)

## 第38回安全衛生標語募集要領

中央労働災害防止協会(中災防)では、働く人の安全と健康の確保をめざし、労働災害のない安全で快適な職場づくりを呼びかける「安全衛生標語」(令和4(2022)年度 年末年始無災害運動標語、令和5(2023)年 年間標語)を募集します。

標語の種類	応募締め切り
<b>A 令和4(2022)年度 年末年始無災害運動標語</b> (運動期間 令和4(2022)年12月1日～令和5(2023)年1月15日) 【趣旨】 何かと懐かしい年末年始を無災害で過ごし、働く人すべてが新年の幕明けを明るく笑顔で迎えられるよう、労働災害防止の重要標語として掲げるもの。	令和4(2022)年4月22日(金)必着
<b>B 令和5(2023)年 年間標語</b> (実施期間 令和5(2023)年1月～12月) 【趣旨】 労働災害のない安全で快適な職場を築くために、働く人一人ひとりのかけがえのない命と健康の確保を最優先にする職場風土づくりをアピールするもの。	選考・発表・表彰等 選考は、中災防内に安全衛生標語審査委員会を設け審査を行い、7月までに入賞者に通知いたします。また、各回中災防のホームページ(下記参照)および中災防発行の月刊誌「安全と健康」、「安全衛生のひろば」各9月号にて発表を予定しています(入賞者の氏名および所属(応募用紙に記載されている場合)も公表させていただきます)。
入賞作品に係る著作権は、すべて当該協会に帰するものとします。 また、入賞者は著作権者人格権に基づく権利を行使しないものとします。 両標語の入賞作品は、中災防の各種普及啓発資料等に使用するほか、中災防が制作する普及啓発用リーフレット、ポスター等の図書・商品に使用いたします。	<b>個人情報保護について</b> この標語募集によって中災防が取得することとなる応募者に係る個人情報については、当該協会が責任をもって管理し、本事業の目的な実施(連絡、運営、後日の問い合わせ対応等)にのみ利用させていただきます。

**入賞**  
入賞 各1点 (表彰状および副賞賞金 5万円)  
佳作 各3点以内 (表彰状および副賞賞金 1万円)  
中学生以下の応募者の作品が入賞した場合は、副賞賞金に代えて賞金相当の図書カードを頒布します。

**応募方法**  
●はがき等による応募  
はがきに標語の原稿(AまたはB)および作品種類を記入し(原稿を複製禁止)、郵便番号、住所(又は所在地)、氏名(ふりがな)、連絡先(電話番号およびメールアドレス)を明記の上、下記宛てにご応募ください(応募作品は1人様3点まで)。  
●ファックスによる応募  
※現地のホームページ(下記参照)よりAX応募用紙をダウンロードし、必要事項等を記入してご応募ください。  
応募は、はがきファックスも、1枚1枚または10枚1組の封筒につき3点までご記入ください。A、B両方に応募される場合は、種類別に封筒に分別してご応募ください。  
※審査結果一併にて応募される場合は、標語の種類別に応募作品、応募者氏名(所属等)を一覧でご郵送し、必ず届いた際必ず郵送止め担当者の氏名、連絡先(電話番号)、所属部署を明記の上、メールでお送りください(様式自由)。

※はがき、ファックスによる応募は本年度限りとし、次回より中災防ホームページからの応募用紙提出を予定しております。

作品応募先・問い合わせ先  
中央労働災害防止協会  
総務部広報課 安全衛生標語募集係  
〒108-0014 東京都港区芝 5-35-2  
TEL 03-3452-6449 FAX 03-3453-8034  
<https://www.jisha.or.jp> [kohai@jisha.or.jp](mailto:kohai@jisha.or.jp)



# 講習会のご案内 (令和 4 年 5 月分)

各講習の日程表など詳細については、当協会ホームページにも掲載しております。



二次元  
バーコードから  
ご確認頂けます。

項目	講習名	実施日・実施会場	受講料等 (テキスト代他全て込み)	
<b>事業部</b> <b>(教習センター)</b> ☎ (098) 979-7897 ☎ 979-9975	小型移動式クレーン運転技能講習	<b>学</b> 5/9(月)~10(火) うるマルシェ2階(うるま市前原) <b>実</b> A班5/11(水)、B班12(木)、C班13(金) 教習センター(うるま市州崎)	二科目免除 24,105 円 一科目免除 26,305 円 免除無 28,505 円	
	自由研削といしの取替等の業務に係る特別教育	5/11(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 9,420 円 非会員 12,720 円	
	安全衛生推進者養成講習	5/12(木)~13(金) うるマルシェ2階(うるま市前原)	13,930 円	
	フォークリフト運転技能講習	5/16(月)~20(金) <b>学</b> 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円	
	ガス溶接技能講習	5/19(木)~21(土) <b>学</b> 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) <b>実</b> 美里工業高校機械科溶接実習室(沖縄市泡瀬)	12,280 円	
	<b>那覇支部</b> ☎ (098) 868-2831 ☎ 869-1714	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	5/20(金) <b>学</b> うるマルシェ2階会議室(うるま市前原) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	会 員 9,090 円 非会員 12,390 円
		フォークリフト運転技能講習	5/23(月)~27(金) <b>学</b> 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
	<b>中部支部</b> ☎ (098) 937-0162 ☎ 937-0163	粉じん作業特別教育	5/25(水) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 8,980 円 非会員 12,280 円
		危険予知訓練リーダー研修	5/26(木)~27(金) 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬)	会 員 16,170 円 非会員 19,470 円
		フォークリフト運転技能講習	5/30(月)~6/3(金) <b>学</b> 沖縄市産業交流センター(沖縄市泡瀬) <b>実</b> 教習センター(うるま市州崎)	47,150 円
特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習		5/31(火)~6/1(水) 沖縄産業支援センター1階大ホール(那覇市小禄)	13,380 円	
<b>北部支部</b> ☎ (098) 54-4700 ☎ 52-7004		玉掛け技能講習	<b>学</b> 5/16(月)~17(火) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森) <b>実</b> A班5/18(水)、B班19(木) ○ネオパークオキナワ駐車場(名護市名護)	免除有 26,030 円 免除無 28,230 円
	職長・安全衛生責任者教育	5/26(木)~27(金) 北部会館3階(名護市宇茂佐の森)	会 員 16,240 円 非会員 21,740 円	
<b>宮古支部</b> ☎ (098) 73-1455 ☎ 73-6511	フォークリフト運転技能講習	5/16(月)~20(金) <b>学</b> 宮古建設会館 2階ホール <b>実</b> 先嶋建設(株)多目的広場	47,150 円	
<b>八重山支部</b> ☎ (098) 88-5355 ☎ 88-5360	フォークリフト運転技能講習	5/17(火)~20(金) <b>学</b> 桟紫電舎(2F会議室) <b>実</b> 石垣港南ぬ浜町ふ頭用地	47,150 円	
	安全衛生推進者養成講習	5/24(火)~25(水) 桟紫電舎(多目的ホール)	13,930 円	

各講習の日程表・受講申請書が必要な方・定員の確認は、各支部へお問い合わせください。

- ・令和 4 年度の講習から「受講申込書」の様式が変更となりました。協会ホームページよりダウンロードすることが可能です。
- ・新型コロナウイルス感染症対策として受講定員を減らしている等により、キャンセル待ちとなる場合がありますので、ご了承ください。
- ・緊急事態宣言等により、会場、日程を変更することがありますので、ご理解の程お願いいたします。
- ・「講習会における新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン」を定め実施しておりますので、ご理解ご協力をお願いいたします。



## 新規加入事業場のご紹介 (2月16日~3月15日)

協会支部名	事業場名	所在地
中部支部	メンテ徳嶺	中城村字南上原 352-1 (101)

※次の理事会にて承認予定